静岡県警察拳銃適正取扱推進要綱の制定について

(平成22年3月1日例規第18号)

この度、別添のとおり「静岡県警察拳銃適正取扱推進要綱」を定め、平成22年4月1日から施行することとしたので誤りのないようにされたい。 別添

静岡県警察拳銃適正取扱推進要綱

第1 趣旨

この要綱は、拳銃を携帯させることが不適当と認められる者(以下「対象警察官」という。)を認知した場合に、組織的にその状況を把握し、各種事故防止のため、拳銃を警察官拳銃使用及び取扱いに関する訓令(平成14年県本部訓令第12号。以下「訓令」という。)第3条に規定する取扱責任者に保管させ、携帯させないようにする措置(警察官等拳銃使用及び取扱い規範(昭和37年国家公安委員会規則第7号)第18条第2項に基づき拳銃を取扱責任者に保管させることをいう。以下「拳銃の保管措置」という。)の要否について検討を行い、拳銃の適正な取扱いを徹底するために必要な事項を定めるものとする。

第2 体制の整備

1 拳銃適正取扱推進委員会の設置

拳銃の適正な取扱いを推進するため、県本部に拳銃適正取扱推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。

委員長		警務部長			
副委員長		首席監察官	1		
委	員	警務課長、	会計課長、	厚生課長、	教養課長及び監察課長

3 委員会の運営

- (1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議事を主宰する。ただし、委員長に 事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- (2) 委員長は、必要と認める場合には、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (3) 委員会の庶務は、警務課において行う。
- 4 本部担当官の指定

警務課に、拳銃の適正な取扱いに関する指導を担当する者(以下「本部担当官」という。)を置き、警務課長をもって充てる。

第3 拳銃の保管措置

1 判断基準

所属長は、拳銃の保管措置の要否を判断する場合には、次に掲げる項目のほか、本 人の能力、性格、言動、勤務状況、勤務環境、人間関係、家族関係等を総合的に考慮 し、拳銃を携帯させることが不適当と認められるか否か適切に判断するものとする。

- (1) 統合失調症若しくは気分障害(鬱病又はそう鬱病)に代表される精神疾患又はパニック障害若しくは適応障害に代表される神経症性疾患と診断された者
- (2) てんかんなどの発作症状により意識障害を引き起こすおそれのある者
- (3) 精神的に不安定な状態に陥り、自己の行動の是非を判別する能力又は判別に従って行動する能力が失われている若しくは著しく低下していると認められる者
- (4) 前記(1)から(3)までの疑いがある者のほか、拳銃を携帯させることが不適当と 認められる者

2 拳銃の保管措置の実施及び報告

所属長は、対象警察官に対して拳銃の保管措置を講じる必要があると判断した場合には、速やかに拳銃の保管措置を行い、拳銃保管措置実施報告書(様式第1号)に疎明資料を添付し、本部担当官を経由して委員会に報告するものとする。ただし、警察行政職員の所属長にあっては、訓令第2条に規定する管理責任者を指揮して拳銃の保管措置を行うこと。

3 委員会による検討

委員会は、前記2に規定する報告を受けた場合には、所属長の判断及びその理由を 確認し、拳銃の保管措置の適否について検討を行うものとする。

4 所属長への指導・助言

本部担当官は、委員会における検討結果に基づき、所属長に対して必要な指導及び助言を行うものとする。

5 職務の変更等

所属長は、拳銃の保管措置を講じた場合には、対象警察官の職務を変更し、拳銃の携帯及び取扱いを要しない勤務に従事させるなど所要の措置を講じるものとする。この場合において、所属長は、対象警察官の士気を低下させることなく早期に心身の健康を回復できるよう、幹部による定期的な面接の実施、必要な支援及び指導並びに十分な業務管理を行わせること。

第4 拳銃の保管措置の解除

1 解除の判断

所属長は、対象警察官の心身の回復により、拳銃の保管措置を解除しようとする場合には、医師の診断書だけで判断することなく、対象警察官の同意を得た上で主治医から直接意見の聴取を行うほか、対象警察官本人のみならず、上司、同僚、家族等からの客観的な意見の聴取に努め、拳銃の携帯が真に可能であるか否かについて総合的に検討するものとする。

2 解除の申請

所属長は、保管措置を解除することが可能であると判断した場合には、拳銃保管措置解除申請書(様式第2号)に疎明資料を添付し、本部担当官を経由して委員会に申請するものとする。

3 委員会による検討

委員会は、前記2に規定する申請を受けた場合には、拳銃の保管措置解除の適否について検討を行うものとする。

4 検討結果の通知

本部担当官は、委員会における検討結果並びに必要な指導及び助言事項について、 拳銃保管措置解除検討結果通知書(様式第3号)により申請を行った所属長に対して 通知するものとする。

5 解除の実施等

- (1) 所属長は、委員会からの承認の通知を受け、拳銃の保管措置を解除するものとする。ただし、警察行政職員の所属長にあっては、所属の管理責任者を指揮して拳銃の保管措置を解除させること。
- (2) 所属長は、保管措置解除後においても、当該解除対象警察官に対し幹部が行っていた必要な支援、指導等を継続させるほか、精神の不調及びその兆候を見逃すことのないよう十分な監督及び業務管理を行わせるものとする。

第5 関係記録の保管及び引継ぎ

所属長は、拳銃の保管措置及び保管措置解除に関する資料(以下「関係記録」という。)を対象警察官ごとに整理し、保管するものとする。また、当該対象警察官が人 事異動により他所属に配置換えとなる場合には、関係記録を確実に異動先の所属長に 引き継ぐこと。